農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和７年３月

青森県下北郡佐井村

目　　次

１．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針 …… １

２．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 …… ２

３．２の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模 …… ３

４．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項 …… ３

５．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項 …… ３

６．自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項 …… ５

７．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価 …… ６

８．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復 …… ７

９．農林地所有権移転等促進事業に関する事項 …… ７

１０．その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項 …… ８

１．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

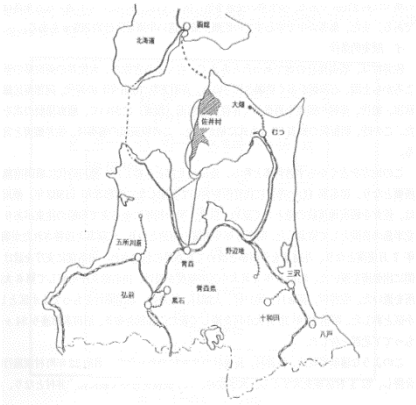

佐井村は、青森県下北半島の西側に位置し、 津軽海峡に沿って南北を底辺とする細長い三角形をなし、人の顔で例えるなら“下北半島の顔”を構成する部分となり、津軽海峡を隔てて北海道渡島半島と相対しています。

総面積は 135.04ｋ㎡で、青森県の約 1.4%を占め、本村の地形は、概して峻険で平坦地が少なく、殆どが山地となっており、山岳が海岸線まで迫っていて断崖絶壁をなし、こうした地理的環境は、海と山に囲まれた急峻な地勢の中に美しい海岸美を形成し、廻船や漁業の村として栄えてきたことを背景に、先人の業績や特徴ある歴史文化を活かしながら、自然や動物、家族・近隣者との共存・共生の暮らしの中で里海文化を形成し、この地域ならではの“豊かな文化”を育んできました。

しかしながら、農山漁村地域では、高齢化や過疎化の進展により担い手が不足し、耕作放棄地の増加や森林整備の遅延が懸念され、今後、農地の保全のほか、水源の涵養、自然環境の保全など、農山漁村が有する国土や景観の保全、自然災害の防止、文化の伝承といった多面的機能が失われる恐れがあります。

これらの現状や課題を踏まえ、佐井村第５次長期総合計画では、「みんなが“愛と誇り”を実感できるむら～日本で最も小さくかわいい漁村の挑戦～」を将来像とし、農林水産業に関連するものとして、「“にぎわい”が実感できるむら」を基本政策に掲げ、高付加価値化やブランド化の推進や多様な担い手の確保による組織強化などにより、稼げる産業を推進することで、農山漁村の環境を守り活性化を図ることとしています。

また、令和５年４月に環境省の選定を受けた脱炭素先行地域計画提案書では、「日本で最も小さくかわいい漁村のゼロカーボンへの挑戦～漁業を基軸とした地域循環型プラットフォーム～」を全体像とし、漁村・過疎地ならではの地域課題を、脱炭素を切り口に解決する取組を進め、脱炭素と併行して地域経済とともに持続可能な村づくりを進めるため、地域循環共生圏（ローカルＳＤＧｓ）の構築に取組むこととしています。

これらの施策に取組むとともに、闇雲に再生可能エネルギーを導入するのではなく、豊かな自然環境と生活の営みにより形成されてきた景観の継承を第一に据え、自然環境と景観との共存を前提として、本村が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを活用していくことは、二酸化酸素等の温室効果ガス削減のみならず、農山漁村の活性化と持続的発展を促す「経済貢献」のほか、災害時にも発電を持続させる防災機能や環境教育の拠点となる教育機能など「機能貢献」の面でも大きなメリットがあります。

以上のことから本村は、自然環境と景観との共存の下、地域特有の風という地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用し、発電事業と共生した農林漁業の健全な発展に資する取組みを行うことにより、地域の農山漁村の活性化を図るものとします。

2．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目		面積（㎡）	備　考
		登記簿	現況		
a	下北郡佐井村及びむつ市の行政境付近及び県道２８４号の一部（下面参照）	―（国有林・県道）		約 8,144,000 ㎡	風力発電設備及び送電線（自営線）の整備
b	下北郡佐井村佐井字古佐井川目 63 番４（下図参照）	山林	山林	2,728 ㎡	附属設備の整備

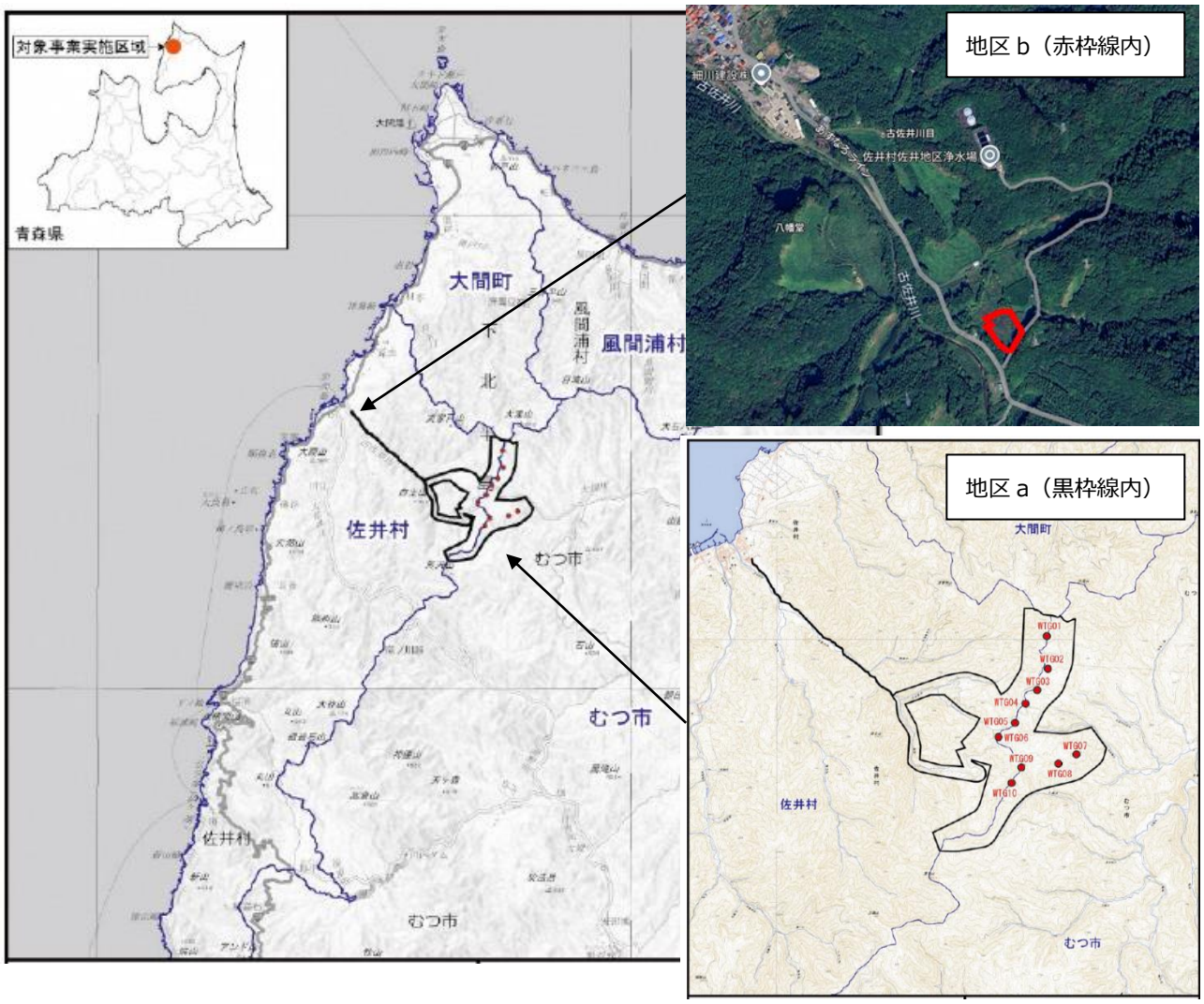

〔凡例〕

対象事業実施区域

風力発電機

３．２の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備　考
a	風力発電	42,000kW	4,200kW 級を 10 基整備

４．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ 総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ 総合的な利用の確保に関する事項
―	なし	なし

５．再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

本基本計画の策定に際し、村では「佐井村農山漁村再生可能エネルギー協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、対象となる地域の住民や農林漁業団体からの意見をとりまとめました。

協議会での議論を踏まえ、下記に示す取組例、また、それに類する活動を通じ、地域の農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与する事業に取組みます。

また、取組みを実施するための原資として、設備整備事業者からの拠出（事業収益の一部拠出、事業会社またはその関連会社からの人的リソースや資金の一部拠出等）を活用するとともに、地域住民団体や農林漁業団体、設備整備事業者、学識経験者及び佐井村で構成する協議会において事業の実施及び進行管理を行い、必要に応じて事業の見直しを行いながら、農山漁村の地域振興を目指すこととします。

さらに、設備整備事業者は、開発工事、関係施設及び林道の除草等の保守業務を地元企業や団体等に委託することにより、地元企業の雇用・活性化に寄与することとします。

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
１．脱炭素への寄与	
環境省より選定を受けた第３回 脱炭素先行地域計画提案書「日本で最も小さくかわいい漁村のゼロカーボンへの挑戦～漁業を基軸とした地域循環型プラットフォーム～」における各取組みへの寄与、連携 （例） ・戸建住宅、事業所等、村内への再生可能エネルギーの供給 ・佐井村産ブルーカーボンクレジットの取引き ・木質バイオマスへの間伐材の提供	
２．農林漁業への寄与	
再生可能エネルギー発電設備の整備または運用を通じた本村の農林漁業の発展への寄与 （例） ・漁業振興にかかる高付加価値化・ブランド化（※１） ・農業振興にかかる生産基盤の整備（※１） ・林業振興にかかる森林機能の発揮・生産基盤の整備（※１） ・ブルーカーボンの継続的取引きによる漁業の振興（※２） ※１．佐井村第５次長期総合計画に記載の項目 ※２．第３回脱炭素先行地域計画提案書に記載の項目	
３．本村の維持・発展への寄与	
脱炭素や農林漁業によらず、再生可能エネルギー発電設備の整備または運用を通じた本村の維持・発展への寄与 （例） ・特色を生かした観光地域づくりにかかる環境保全推進（※１） ・情報発信と周遊観光の強化にかかるプロモーション強化（※１） ・防災体制の充実にかかる自主防災組織への支援（※１） ・自然環境保全にかかる環境学習・意識啓発の促進（※１） ・社会参加の促進にかかる活躍の機会創出（※１） ・教育風土の醸成にかかる地域理解を深める教育活動の推進（※１） ・定住の促進 ・村内リソースの活用 ・建設工事やメンテナンスに伴う雇用の創出 ・輸送路工事に伴う道路網の整備 ※１．佐井村第５次長期総合計画に記載の項目	

６．自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

（１）自然環境の保全との調和

本風力発電設備については、総出力が 42,000kW であることから、環境影響評価法の対象事業（第２種事業）となります。

発電設備を設置する対象地域の自然環境の保全との調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上等の配慮すべき重要事項については、令和６年９月 24 日に告示された環境影響評価方法書の経済産業大臣勧告に基づく、環境影響評価準備書を設備整備事業者が作成中であり、その中で、専門家、有識者等に意見を伺いながら対応しており、経済産業省の環境影響評価書の確定通知をもって、代替とすることとします。

なお、運用開始後においても、自然環境の保全と調和が図られているか、継続的に監視していくとともに、風雨などによる発電設備の破損や土砂流出・土砂災害の防止対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるともに、問題が発生した際には、設備整備事業者は、責任を持って問題の解決を行うものとします。

（２）景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

景観法、青森県景観条例、佐井村景観条例への適合および佐井村景観条例施行規則第１５条に規定する「眺望点」からの景観に影響を与えないものとします。

また、佐井村がＮＰＯ法人「日本で最も美しい村」連合の加盟町村であり、2018 年３月に策定した日本で最も美しい佐井村づくりビジョンで目指すべき将来像として「日本で最も小さくかわいい漁村」を掲げていることを十分理解し、気候風土に適した形で農林漁業を営み、その中で地域固有の個性ある景観が築かれていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うこととします。

７．農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

（１）目標

ａ．定量目標

① 税収額

１千万円以上/年（15 年間）

② 脱炭素先行地域の取組みへの寄与

・住宅、事業所等、村内への再生可能エネルギーの供給の内、４５０万 kWh/年を本風力発電設備から自治体新電力会社「株式会社さいエネジー」を通じて供給

・ブルーカーボンによるカーボンオフセット年間１０t-CO2 の取引き

ｂ．定性目標

③ 農林漁業の発展への寄与

・農林漁業の取組みへの直接的、間接的な寄与の実施

④ その他地域発展への寄与

・村の基本計画への直接的、間接的な寄与

（２）目標の達成状況についての評価

上記（１）の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、協議会に報告することとします。

協議会においては、認定設備整備計画の進捗を確認し、目標年度までに目標が達成されない場合、その原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとします。

〔確認項目〕

① 税収額の公表

② 脱炭素先行地域の進捗状況およびそれに対する寄与を公表

③ 取組みの公表、実施および継続状況の公表

８．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

（１）発電設備の撤去

設備整備事業者は、風力発電設備の運用を責任もって行うほか、適切な更新により継続的に本村の農林漁業の振興に寄与するものとしますが、事業を中止又は終了することとなった場合には、使用した発電設備を直ちに必ず撤去することとします。

（２）土地の原状回復

使用した土地について、設備整備事業者は、関係機関と範囲と方法を相談の上、原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとします。

なお、設備整備計画は、原状回復に必要な資金を積み立てておくこととします。

（３）設備整備計画の審査の留意事項

設備整備事業者から村に提出される設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、発電設備の撤去や原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、地権者と設備整備事業者との間の土地賃貸契約書等に記載されていることを確認することとします。

９．農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

１０．その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

（１）ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、村の広報やホームページ等により広く周知します。

（２）設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約を確認することとします。

また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備事業者は実施状況の報告を行うこと、村の是正の指導に従うこと等の条件を付すこととします。

（３）設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、村の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととします。

（４）再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の設定

本基本計画の承認をもって、２．に記載の区域を設備整備区域に指定するとともに、（仮称）青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生条例の共生区域への申請を行うものとします。

（５）基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加など、基本計画の改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮して適宜、基本計画を見直すこととします。

また、現在、環境影響評価方法書の経済産業大臣勧告に基づく、環境影響評価準備書を設備整備事業者が作成中であり、事業計画や工事計画の見直しがある場合、基本計画を見直す必要があるため、経済産業省の環境影響評価書の確定通知後、基本計画を見直し、設備整備計画の審査を行うこととします。

（６）関係自治体との連携

設備整備区域は隣接のむつ市を含んでいることから、設備整備事業者は、むつ市及びむつ市の農林漁業者・団体とも連携を図り、本村における取組と行政境で分断がされないよう留意するものとします。